

## 改正精神保健福祉法施行に向けての保健所の取り組みについて（提案）

2014. 2. 21.

全国保健所長会

地域保健の充実強化に関する委員会

改正精神保健福祉法は、精神科病院からの早期退院、地域移行を進め、長期入院や社会的入院の解消を進めること、この目標を達成するため、病院等での「退院後生活環境相談員の設置」、「地域援助事業者の紹介」、「医療保護入院者退院支援委員会の整備」を規定し、さらに保健所の役割として医療機関との連携の強化を示しています。

また、これまでの保護者制度を廃止して家族の同意による医療保護入院制度とすることが規定されました。このような法改正に向けて、今年度全国保健所長会地域保健の充実強化に関する委員会では、「精神保健福祉法改正後の保健所の役割について（2013.11.7.）」の意見を取りまとめたところです。

今回それに引き続き4月からの改正精神保健福祉法の施行に向けて、「改正精神保健福祉法施行に向けての保健所の取り組み（提案）」を取りまとめました。法改正への保健所の対応として以下のことを提案します。

### I 地域精神保健福祉体制整備のための保健所活動の基盤づくり

#### 1) 保健所職員の改正法の理解促進

「入院中心から地域生活中心」という法改正の本来趣旨を理解する。

#### 2) 管内精神保健関係者への改正法の理解促進

精神科病院を始め精神保健福祉関係者が、改正法について理解できるように、研修等を通じて、周知する。

#### 3) 保健所の持っている精神保健関連情報の整理とデータベース化

病院報告、精神保健福祉法による入退院届け、措置入院関連書類、精神保健福祉資料（以下630調査）等の情報を病院毎、及び管内全体として分析する。

#### 4) 自立支援協議会への関与と働きかけ

自立支援協議会は、精神障害者の地域サービスの体制づくりには重要であり、保健所関与は不可欠である。地域で生活する精神障害者が増加する前提での体制づくりが必要である。

#### 5) 市町村障害福祉計画への具体的提案

27年度からの第4期障害福祉計画への具体的提案（地域移行地域定着支援、グループホーム整備、基幹型相談支援、就労支援、ピアサポーター養成と活用等）

#### 6) 相談支援事業者への働きかけ

長期入院患者の地域移行のための地域相談と改正法施行後の退院後の生活支援相談のた

めの体制づくりを相談支援事業所に働きかけるとともに、病院の受け入れ調整を行う。

#### 7) ピアサポーター養成及び雇用体制づくりへの支援

精神障害者の雇用促進と生活支援の担い手づくりに、ピアサポーターを養成し、各種の活動に従事できる体制づくりを市町村や相談支援事業所と一緒に取り組む。

## II 改正法施行に向けて、保健所が準備すべき具体的項目

改正法への対応で必要と思われる項目を整理しました。(別添「詳細版」参照)

各都道府県、政令市等における取り組み方針、実施要項等の策定に際しては、地域の実情も踏まえつつこれらの項目の具体化にむけ検討していただくとともに、各保健所において実施に向け検討をお願いします。

### 1. 精神科医療機能の変更に関する保健所の対応

#### 1) 病床の機能変更の把握

管内病院の病床機能及び人的配置、運営方針等の把握

#### 2) 地域生活への移行に向けた各病院の体制の把握

各病院の退院支援の取り組み方針等の把握、保健所をはじめとする院外社会資源との連携方法の確認

#### 3) 新たな「良質かつ適切な精神障害者に対する医療の提供の確保に関する指針」(以下「医療指針」)が守られるための情報収集と指導

入退院につき「医療指針」を踏まえた運営状況となっているかについての実態把握、精神科病院実地指導の指導手法についての体制整備

#### 4) 措置入院や任意入院への対応

各病院の退院支援の取り組み方針を踏まえ、入院早期からの保健所職員の対応等

#### 5) 地域社会資源への働きかけ

特に相談支援事業者、ピアサポーター等との連携強化

### 2. アウトリーチ体制整備

未治療や治療中断例への支援体制づくりを保健所が中心に行うための体制の検討。

#### 1) 保健所職員のアウトリーチへの理解

#### 2) アウトリーチ推進に向け訪問系サービスのネットワーク化

## 【別添詳細版：改正法施行に向けて、保健所が準備すべき具体的項目】

### 1. 精神科医療機能の変更に関する保健所の対応

#### 1) 病床の機能変更の把握

- ① 管内病院の病床が、どのような病床機能を持つようになるのかを把握する
- ② 病床機能分化に当たっての体制の確認（医師数や看護師、精神保健福祉士等）
- ③ 病床運営上の確認（長期慢性病床等の開放化と地域移行の受け入れ）
- ④ 治療体制の確立（入院診療計画策定体制、急性期クリティカルパスの活用等）

#### 2) 地域生活への移行に向けた各病院の体制の把握

- ① 退院後生活環境相談員の配置状況の把握
- ② 医療保護入院者退院支援委員会の状況等の把握
- ③ 外来や訪問サービス（訪問看護やアウトリーチ、ACT等）の強化の方針

#### 3) 入退院につき新たな「医療指針」が守られるための情報収集と指導

- ① 精神科病院実地指導における指導手法の確立
  - ・保健所長の同行と公務員（県職員等）の精神保健指定医による指導体制の確立
  - ・医療の質の向上を目指した実地指導
- ② 医療保護入退院届けのデータベース化
  - ・入院期間を常にチェックし、診療計画期間を超えた事例の退院促進委員会への提出の確認と1年未満での退院の確認、再入院の把握
  - ・特に認知症の退院目標の評価（2ヶ月以内に50%の退院）
- ③ 病院報告による入退院の把握（平均在院日数の把握と任意入院の把握）
  - ・任意入院患者の長期入院化が起こっていないかのチェック
  - ・平均在院日数の削減効果の評価（医療計画の進行管理）
- ④ 630調査データによる各病院の全体像の把握（25年度630調査の活用）
  - ・25年度内に、各病院の入院患者の属性や新規入院患者の退院状況等を把握しておく

#### 4) 措置入院や任意入院への対応

- ① 措置入院患者への早期からの保健所職員の院内訪問体制づくり
- ② 任意入院患者の地域移行体制づくり

#### 5) 地域社会資源（特に相談支援事業者）への働きかけ

- ① 自立支援協議会での地域移行体制強化への働きかけ
- ② 相談支援事業所への働きかけ（病院からの相談依頼への対応の必要性）
- ③ 住居の確保のための市町村への働きかけ
- ④ ピアサポーター養成と活用のための地域体制づくり
- ⑤ 市町村障害福祉計画への具体的提言

## 2. アウトリーチ体制整備

未治療や治療中断患者への支援体制づくりを保健所が中心に行うための体制の検討。

- 1) 保健所職員のアウトリーチへの理解
- 2) 訪問系サービスのネットワーク化
  - ① 訪問系の地域資源の把握
    - ・保健所や市町村の訪問相談、訪問診療、訪問看護、相談支援、ホームヘルプ、地域定着（ピアサポート）、ACT、アウトリーチ推進事業の訪問実態の把握
  - ② 訪問サービス提供機関間の連携会議の立ち上げ
    - ・関係会議を設定する
  - ③ 複数機関の訪問例について、計画相談を中心としてのケア会議の設定